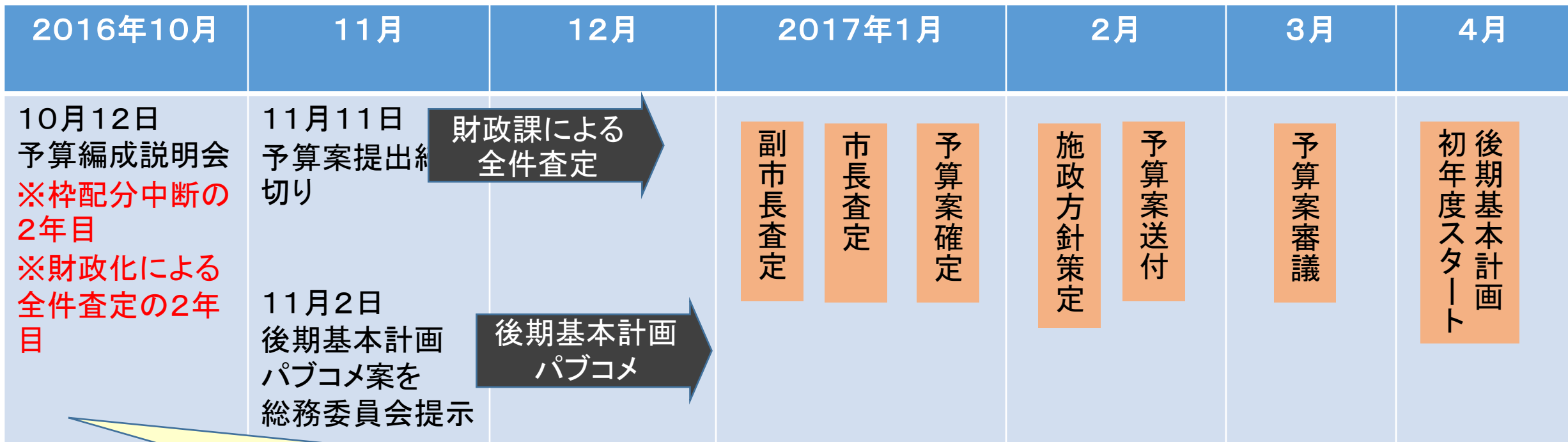


2016年	2017年	2018年
<p><古賀市の対応></p> <p>①西鉄から「薦野線運行を宗像から本社への変更」申し入れ</p> <p>②来年度の補助額等の協議 (10月中旬⇒11月協定締結) 運転手の本社待遇、人件費の増が論点</p>	<p>①薦野線を西鉄本社が運行予定</p> <p>②2018年度の運行めぐる協議</p>	<p>①4月以降どうなるか？</p>
<p>①本社相手に「赤字補填」はありうるか？</p> <p>②2018年度の完全撤退の準備では？</p> <p>③完全撤退になれば2～3年の空白の可能性も</p> <p>④市長が西鉄本社に交渉する必要有り (薦野にプレハブを作って従来の運行を要請するなど)</p>		
<p><議会の対応></p> <p>①10月21日のアンケート結果意見交換会 ※アンケート結果の分析の工夫 「不利用者」の「改善意向」、「バス必要性」</p> <p>②11月にアンケート結果の市長への報告・意見交換会</p> <p>③11月～12月にアンケート結果の市民報告会</p> <p>④議会だよりに「アンケート結果特集 (ポイントは、議会としての提言がまとまるまでの間のアクションをどう起こすか。大きな財産である「アンケート結果」をどう活かすか。)</p>	<p><議会の対応></p> <p>①年度末までに議会としての公共交通提言まとめ</p> <p>ア)路線、ダイヤ等の改善提言</p> <p>イ)白紙からの再構築提言</p>	



- ①国の地方財政方針は？⇒消費税の延期で地方交付税の原資がない。臨時財政対策債の増額しかない。その結果地方交付税は減額される可能性大。
- ②「歳出削減」か「基金取崩」か。⇒「一律マイナスシーリング」はしない。全件査定による各事業の内容の精査。
- ③後期基本計画が未策定。設計図なき予算編成？⇒後期基本計画の執行部案の骨子に基づき重点事項を列記。
- ④5年後、10年後のビジョン。「財政計画未公表」⇒重点配分は？
 公共施設の維持管理費、扶助費の増大、繰出金の増大
- ⑤後期基本計画を1年延期、「2017年度つなぎ予算」、「市民評価と基本方向の徹底見直し」こそ必要不可欠
 ※**「人口目標65000人」、「重点プロジェクトの順番」、「2025年問題に備えた人的配置」**

地方交付税制度の概要

1 地方交付税のしくみ

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」(固有財源)

(参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁)

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税=交付税総額の94%、特別交付税=交付税総額の6%

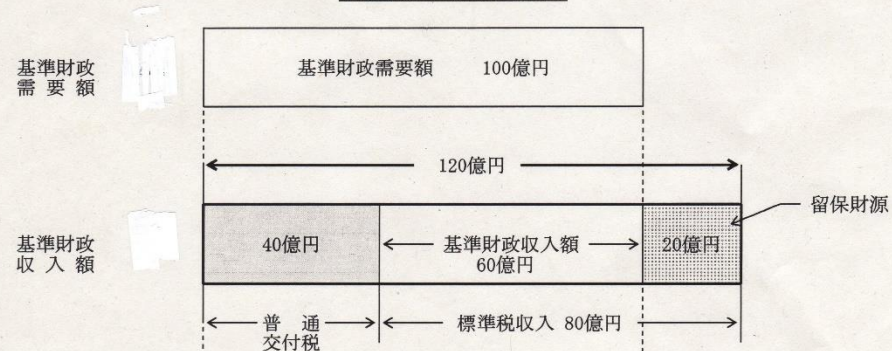
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率(75%)

普通交付税の仕組み



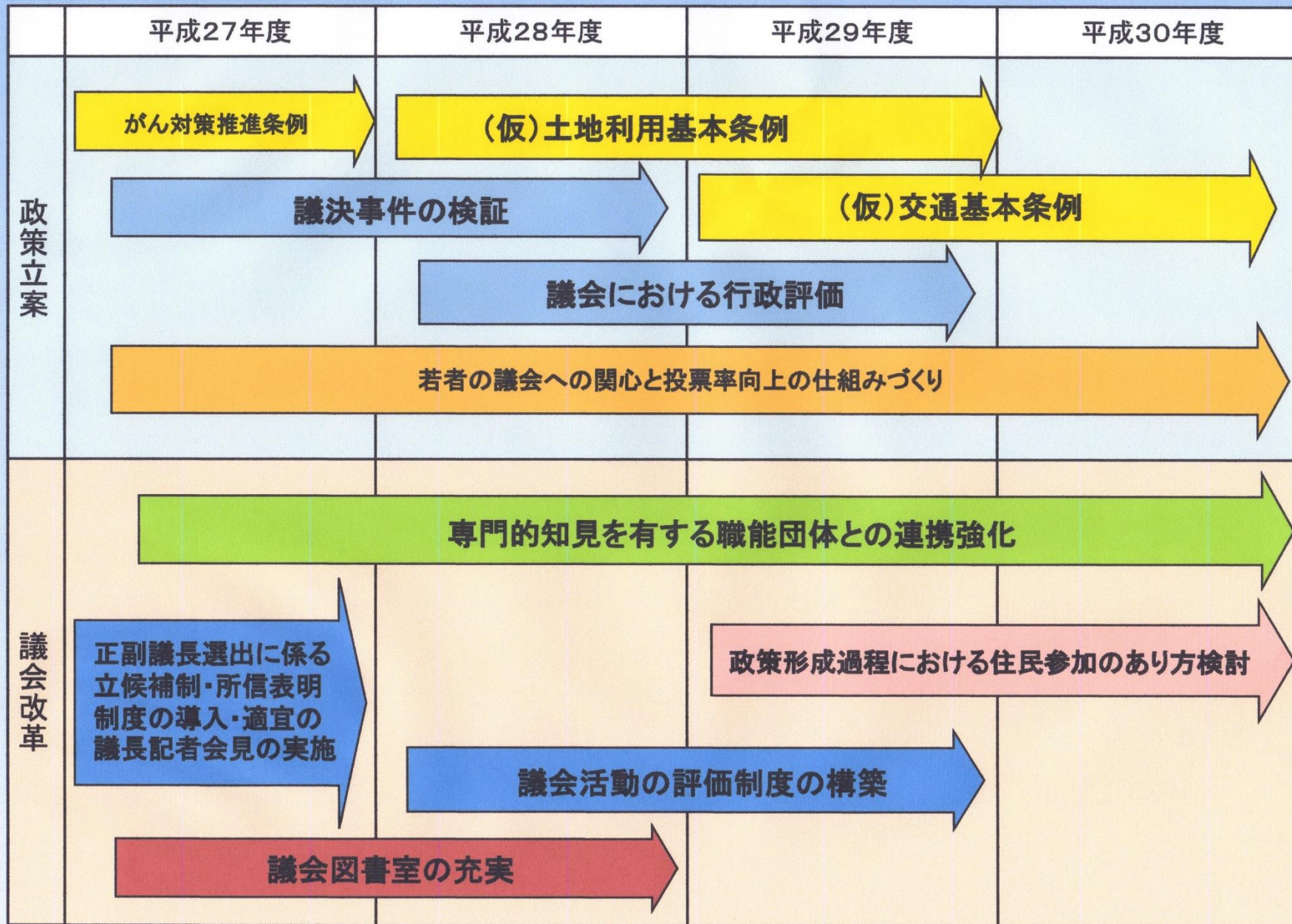
①地方交付税の基礎知識の習得

②地方交付税の予想

③臨時財政対策債の影響

④財政計画の策定に向けて

テーマと工程



防災グッズの整備

サバイバルローラーバック



3日間の飲料水や食料をはじめ携帯ラジオ、簡易トイレ、防寒用具など緊急時の必需品一式をまとめた防災用品のセット。22リットルと大容量で保冷・保温機能を備え、かつ、貯水タンクとしても活用することができます。

議員及び議会局職員に配置

折り畳み式防災用ヘルメット

議員38個、執行部及び議会局職員40個



収納時



着用時

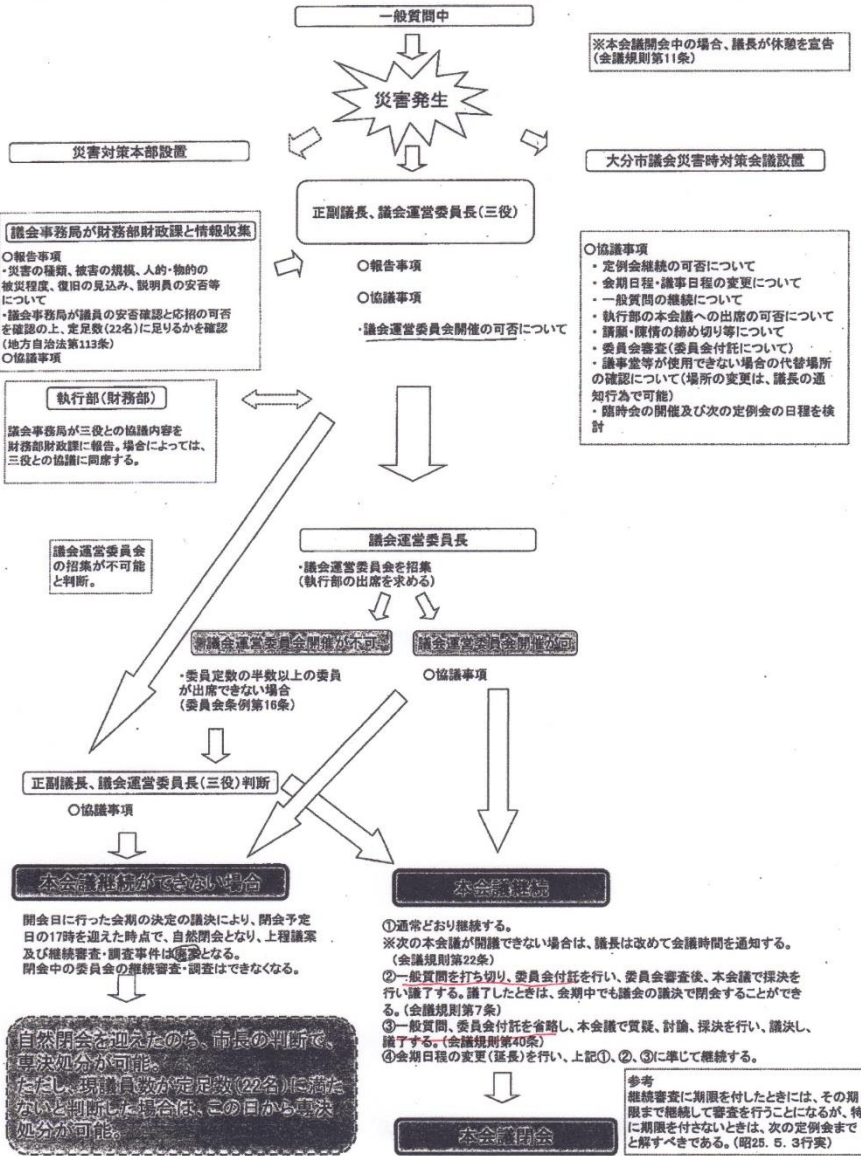


座席に収納

議員氏名、血液型、緊急時連絡先を明記

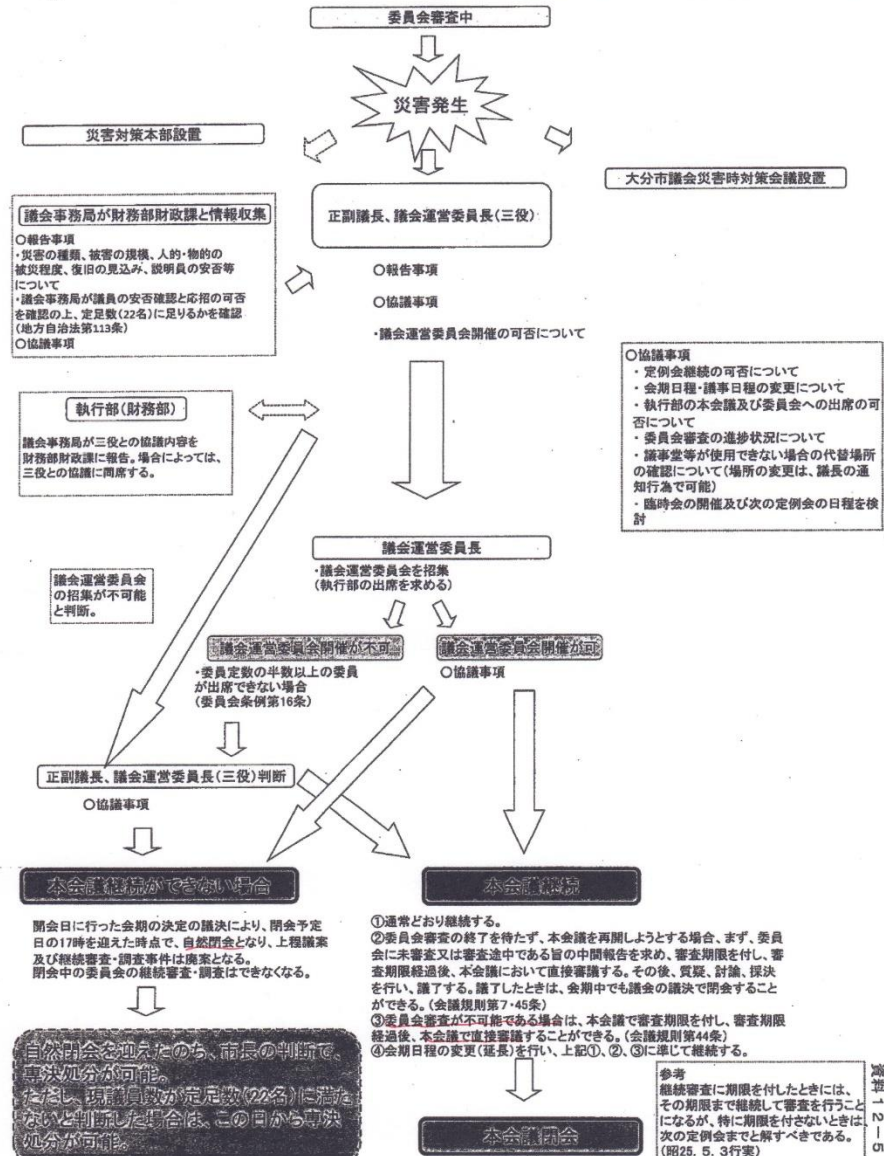
ケース4 一般質問中～委員会審査前日

前提
・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならぬ。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)



ケース5 委員会審査～閉会日開議前

前提
・招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日、町村にあっては3日までにこれを告示しなければならぬ。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)
・定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。(地方自治法第102条第2項)
・大分市議会の定例会の回数は、年4回とする。(大分市議会定例会の回数を定める条例)



大津市議会、大分市議会を参考に古賀市議会の議会BCPの策定を2016年度中に目指す

平成27年度議会基本条例の検証

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年度比較
第1章 総則				
第1条 目的				
1 ①西脇市議会基本条例の目的を果たしているか	3.1	3.3	—	—
第2章 議会及び議員の活動原則				
第2条 議会の活動原則				
2 ①市の意思決定機関としての機能は果たせたか	3.3	—	—	—
3 ②行政の監視機関としての責任は果たせていたか	3.3	3.1	3.0	-0.1
4 ③情報公開や市民参加の推進に努めていたか	3.2	3.3	3.5	0.2
5 ④透明性、公平性及び公正性を確保した活動ができていたか	3.3	3.4	3.6	0.2
6 ⑤平易な言葉で説明責任を果たしてきたか	3.1	3.0	2.8	-0.2
7 ⑥法令等を遵守した活動をしてきたか	3.6	3.8	4.0	0.2
8 ⑦市民の理解が得られる議会運営に努めていたか	3.1	3.1	3.1	0.0
第3条 議員の活動原則				
9 ①直接選挙で選ばれた市民全体の代表者としての自覚のもとに活動してきたか	3.8	3.8	4.0	0.2
10 ②自らの良心と責任をもって市民の負託に応えることができたか	3.6	3.9	3.7	-0.2
11 ③市政の課題や市民の意見、要望を的確に把握した活動ができていたか	3.2	3.3	3.4	0.1
12 ④自己の能力を高めるため不断の研さんに努めてきたか	3.3	3.3	3.8	0.5
第3章 議会機能の強化				
第4条 委員会の活動原則				
13 ①議案審査は充実し、その機能を十分に発揮できていたか	3.7	3.0	3.1	0.1
14 ②事務調査は充実し、その機能は十分に発揮できていたか	3.0	2.9	3.1	0.2
15 ③請願審査は充実し、その機能は十分に発揮できていたか	3.3	3.4	3.3	-0.1
16 ④陳情調査は、その機能は十分に発揮できていたか	3.0	3.3	3.2	-0.1
17 ⑤政策等の立案、提言その他能動的な活動に努めていたか	2.9	2.6	3.1	0.5
第5条 議員間討議				
18 ①議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めてきたか	2.9	2.5	2.8	0.3
第6条 議案等の審査及び調査				
19 ①学識経験者等による専門的事項に係る調査制度は活用してきたか	2.1	1.4	1.0	-0.4
20 ②公聴会制度の積極的な活用はしてきたか	2.0	1.3	1.0	-0.3
21 ③参考人制度の積極的な活用はできたか	1.4	2.0	2.9	0.9
第7条 請願及び陳情				
22 ①市民からの請願を政策提言と位置付け、意見を聞く機会を設けてきたか	3.5	3.9	3.9	0.0
23 ②市民からの陳情を政策提言と位置付け、陳情者からの意見を聞いてきたか	3.5	3.6	3.6	0.0
第8条 研修の充実				
24 ①議員研修の充実強化に努めてきたか	3.3	3.1	3.4	0.3
25 ②専門家及び有識者による研修会を積極的に開催してきたか	2.4	2.9	3.4	0.5
第4章 議会と市長等との関係				
第9条 基本原則				
26 ①市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価は行ってきたか	3.1	3.1	2.8	-0.3
27 ②一問一答方式での質疑質問で、論点や争点を明確にできたか	2.6	2.9	2.6	-0.3
28 ③市長等の反問権の評価は	1.7	—	—	—
29 ④文書質問に対する評価は	2.7	—	—	—
30 ⑤文書質問に対し、市長等は適切に対応してきたか	2.6	—	—	—
第10条 政策等形成過程の説明資料要求				
31 ①重要な政策等について第10条に列記するような資料の提出を求めてきたか	2.8	3.3	3.5	0.2
32 ②政策等の審議にあたり、立案や執行における論点や争点を明確にし、さらには執行後における政策評価に資する審議に努めてきたか	2.4	2.6	2.7	0.1
第11条 予算及び決算における政策説明資料の要求				
評価に該当しない				
第12条 地方自治法第96条第2項の議決事件				
33 ①総合計画基本構想のほか、市民生活に大きな影響を与える計画等を議決事件として定めてきたか	2.3	1.0	1.0	0.0
第13条 付帯決議				
評価に該当しない				
第14条 請願採択への対応				
評価に該当しない				

全ての検証ポイントにおける平均値は、3.52点であり、昨年の3.29点、一昨年の3.12点に比べると上がっている。

しかしながら、点数の上下を気にするよりも、大事なのは設問の回答（点数）から改善すべき点を見出し、どう改善していくかを論じ、対策を講じることである。

議会基本条例に規定され、3年もの間、全く改善されていないことも存在している。それはどうしてもできないのか、それともやろうとしていないのか。その見極めもそろそろ必要である。

西脇市議会基本条例の改正を含め、議論を進めなければならない。

■第2条 議会の活動原則

・行政の監視機関としての責任は果たせていたか(3.0点)

◇第9条の部分とも重なるが、議会の重要な役割として牽制機関の機能を果たせないと議会不要論に繋がる。常に厳しい目を持つこと、執行機関に尋ねるだけでなく自分で知識を得、調査する習慣を身につけなければならない。他市の不祥事や事件をよそ事とせず、他市でも起こったことは西脇市でも起こるという観点で視ていかなければならない。

・平易な言葉で説明責任を果たしてきたか(2.8点)

◇まず政策や事業をしっかり理解すること。理解しないで上っ面だけの説明をしようとするや平易な言葉では説明ができない。審議中は自分とは違う意見にも耳を傾けながら論点を整理していくと、対立する意見でも説明ができるようになるはず。←勉強会・研修会の強化
◇また議会報告会での説明責任部分では事前の準備が全くできていない議員を見受ける。誰かに頼るのではなく自己完結できるよう努力と研鑽が必要。

■第4条 委員会の活動原則

◇全ての項目での評価点が低めである。政策提言は少し形にはなってきたが、浅薄な議論になりがちな部分も見受けられる。西脇市議会は委員会中心主義を採用しているため、この委員会の充実こそが信頼される議会への道である。

■第5条 議員間討議

・議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか(2.8点)

◇議案についてあらゆる角度で自分なりに検討しておかないと議員間討議はできない。また常日顔色んな事業に関心を寄せ、問題意識を持っていないと浅薄な議論となる。資料やデータを自分で作成すると統計的に俯瞰した議論もできる。さらに自ら政策を作ると議員間討議することによって能力はさらに磨かれる。←政策討論会の実施等

■第6条 議案等の審査及び調査

・学識経験者等による専門的事項に係る調査制度を活用したか(1.0点)

◇専門的知見の活用は多くの議会で行われているように大学や研究機関との連携をしておかないと活用しづらいのではないかと。

専門的知見の活用は、議員あるいは議会の活動のみでなく、人員の限られた議会事務局の体制を補完する上でも有効な手段であり、ぜひこの点に留意して積極的な活用を図っていただきたい。どれくらい予算がかかるのかといった心配もあると思うが、地元大学との連携などで協力者を得られれば、それほどコストはかからないはず。(中尾修 元栗山町議会事務局長)

・公聴会制度の積極的な活用をしたか(1.0点)

◇公聴会は今の4期定例会制では難しいのではないかとも思う。多くのところでみられるような都市計画や市民に重要な影響を及ぼす計画であれば、前もって準備はできる。議案への導入は通年会期制で腰を据えて取り組むしかないように考える。

また正式な公聴会ではないが、公聴会に近いような制度を取り入れている議会を参考にしてもいいのではないか。

長崎県小値賀町議会「模擬公聴会」

<http://ojika.net/wp-content/uploads/2016/09/c0ac354dc4e77315c25fc008740feeb-1.pdf>

栃木県大田原市議会「市民5分間演説」

<https://www.youtube.com/watch?v=JrXgtOH7Fdk>

愛知県名古屋市区「市民3分間議会演説」

<http://www.city.nagoya.jp/shikai/page/0000010469.html>

また発想を転換して、議会報告会を公聴会代わりに使うという手法も考えられる。

・参考人制度の積極的な活用をしたか(2.9点)

◇参考人自体は請願者も陳情者も参考人として捉えなければならない。それ以外の参考人となれば、本来条例等の新設や改正時に利害関係者か学識者と呼ぶということになる。例えば、手話言語条例制定となれば、手話サークルや障害者団体の代表に来てもらう等である。

一度でも行えば制度としてなじんでいくはず、まずは最初の一步を踏み出すべきである。

■第9条 基本原則(議会と市長との関係)

・市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行ったか(2.8点)

◇牽制機関として議会の一番重要な仕事だが、これができていないとなると問題である。つまり議会不要論になるからだ。「住民自治の根幹は議会にある」ということを肝に銘じるべきである。豊洲移転問題やアウガ問題は他人事ではない。←与党気取りの打破

・一問一答方式での質疑質問で、論点や争点を明確にしたか(2.6点)

◇もう一度、一問一答方式というのはどういうものが確認すべきである。例えば「なぜなぜ分析」で真因を探り、そこから改善策や提案を導けるような手法で質問をすると一問一答方式になじむはず。議会での質問とは「わからないことを尋ねる」ことは本義ではなく、推論(自分で問題点を探る)→検証(この部分が質疑質問となる)→提案(あるいは是正勧告)の流れでいくと政策論議となる。

■第10条 政策等形成過程の説明資料要求

・政策等の審議にあたり、立案や執行における論点や争点を明確にし、さらには執行後における政策評価に資する審議に努めたか(2.7点)

◇政策評価に資する審議とは、予算時に政策等形成過程の資料等でしっかりと議論をし、そして決算時には予算時の成果指標等に対してどういう結果が出たか、また予算時に出た課題点はどうク

古賀市議会の議会活性化に向けて

①委員会の会議録のホームページでの公表

②議会基本条例の検証のあり方

③議会BCPの策定

④費用弁償問題の集中審議に向けて(11月16日の議運)

各会派、議員の意見の聴取

議会の総意を取りまとめる努力

政務活動費の検証(パソコン、コピー機購入問題)

⑤「議会だより」のあり方について

※10月17日の経験

議会報告会の周知を市のホームページのトップページに掲載しました。

私が局長に投げかけ、岩井議員に相談し、事務局の古賀さんが具体化。わずか30分で実現しました。

健康寿命・女

84.4歳

3年

平均寿命・女

87.4歳

健康寿命・男

79.8歳

1.3年

平均寿命・男

81.1歳

古賀市
平均寿命と
健康寿命
2014年

古賀市・健康寿命と平均寿命の推移

国の「健康寿命の算定方法の指針」に基づき
介護保険データを用いて算定



	2010	2011	2012	2013	2014
健康寿命・男	78.41	78.11	78.48	78.96	79.84
平均寿命・男	79.76	79.31	79.58	80.08	81.09
健康寿命・女	82.95	83.09	83.01	84.18	84.44
平均寿命・女	85.52	85.91	85.86	87.16	87.38

松本市では健康寿命が延伸しています



松本市の健康寿命延伸
 12年を越す一貫した取り組み
 古賀市もスタート台に

条例の名称は「まちづくり基本条例」になりました！

回覧

自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～ 第19号 平成28年10月

第19回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を開催 条例の名称案を決定し、総まとめを行いました

第19回策定委員会プログラム

1. 開会
2. とりまとめ部会からの報告・提案
～「条例素案検討資料（策定委員会案）」について
3. 条例素案（案）の確認
(1) 「前文」の確認
(2) 条文全体の確認
4. 古賀みらいオータムミーティングについて
5. 条例の名称案について
6. おわりに

古賀市自治基本条例（仮称）とは

住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。その内容は自治体によって様々ですが、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割、参加や共働の仕組み、行政運営のルールなどの要素からなっています。

現在、公募市民等による「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会」が中心となって条例に盛り込む内容を検討しています。

～自治基本条例（仮称）ができるまで～ *進捗状況により変更になる場合もあります

平成27年												平成28年												平成29年			
策定委員会												市民対話												パブリックコメント			
策定委員会スタート												市民対話の準備												議会			
												とりまとめ												条例素案のまとめ・市長への素案提出			
												ここに															

条例素案（案）・名称案を決定しました
9月21日（水）、第19回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を行いました。

条例の名称案を決定し、これまで積み重ねてきた条例素案検討の総まとめとして、前文及び条文について全員で確認しました。

今後は、10月23日（日）に開催される「古賀みらいオータムミーティング」での市民同士の語り合いを経て条例素案を決定し、12月頃に市長に答申する予定です。

古賀みらいオータムミーティング

様々な人々の楽しい語り合いには、まちづくりのヒントがみついています。
中学生や高校生も参加予定。一緒にまちづくりについて気軽に話し合える、またとない機会です。

日時：平成28年10月23日（日）13:30～16:30
会場：リーパスラザが交流館多目的ホール
内容：「世代をつなぐまちづくり」をテーマにしたワールドカフェ
※申込・問合せは事務局まで（連絡先は裏面に記載）。



条例素案（案）の確認を行いました

■「前文」の案（全員で検討・確認後）

古賀市は、国の史跡に指定（を受けることが予定*）されている船原古墳、緑豊かな犬鳴の山並みや白砂青松の花鶴浜など、歴史遺産と自然に恵まれ、文化の伝承も大切にされている心豊かな地方都市です。また、古来より人や物が行き交う交通の要所となっており、多様な人々が集い、様々な場で交流が盛んに行われていることも、古賀市の誇るべき財産となっています。

私たちは、英知を傾けてこれら地域の歴史、文化を守り育て、古賀市の誇りを次世代に引き継いでいきたいと願っています。

しかし、少子高齢化の進行、地方分権社会の進展などにより、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。そのなかで、心豊かな子どもたちが育つ、安全で安心して暮らせるまちづくり、未来に残していくためには、議会、行政はもとより、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、これまで以上に人や地域の結びつきを強め、信頼関係を構築し、お互いに協力し合いながら、前向きに取り組んで行くことが不可欠です。

私たちはここに、古賀市におけるまちづくりの担い手の役割を明らかにし、私たちのまち古賀市が「これからもずっと住み続けたいと誇れるまち」となるように、この条例を制定します。

（*H28年中に指定される予定）

■主な条文案の修正点（全員で検討・確認後）～下線部が修正箇所

まちづくりの基本理念

○市民等、議会及び行政は、次に掲げる基本理念によりまちづくりを推進する。

- (1) 互いに連携し、古賀市民憲章に基づくまちづくりに取り組む。
- (2) 先人が築いてきた地域の歴史、文化、英知を大切に、次世代に引き継ぐとともに、**人権を尊重し**、共に支えあう地域社会の形成に取り組む。
- (3) 市民等、議会及び行政は、互いに自主性及び自律性を尊重しながらそれぞれの責任と役割を果たし、まちづくりに取り組む。

コミュニティ活動の推進

※6項目のうち、修正のあった項目のみ抜粋

○校区コミュニティは、校区内の個人、自治会や小中学校、市民活動団体等の各種団体間の交流・連携を促進する活動を行う。

■条例の名称案（全員で案を出し合い、投票で以下に決定）

提案理由

「古賀市まちづくり基本条例」

これまで「古賀市自治基本条例（仮称）」としてきた条例の名称は、策定委員会で話し合い、「古賀市まちづくり基本条例」となりました。ただし、策定委員会名などは変わりません。

一人ひとりが住んで良かったと言えるまちになるように

「まちづくりの基本的考え方を示す」という条例の趣旨をわかりやすくするため

※この条例素案は現時点での案であり、今後の検討内容を踏まえ、変更することがあります。

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報/お問い合わせ先】

○インターネットでは、古賀市ホームページ「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のアイコンをクリックするか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。

○お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係
・電話：092-942-1165 ・Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp



前文にこめた思い

古賀の魅力、次世代に引き継いでいきたいもの

課題、これからの新たなまちづくりの形と進め方

条例制定の意義、決意

策定委員会で出た意見

まちづくりの基本理念として、人権の尊重も明記が必要

中学校との連携も必要

③ 10月23日のオータムミーティングの問題点

② 総合計画や議会」の記述の問題点

行政は、古賀市総合振興計画をはじめとする行政の様々な計画の策定にあたっては、市民参加の機会の充実に努める。「……」の問題点は何か？

① 自治基本条例の策定状況

※2017年1月～2月にパブコメ、3月に議会上程、4月に施行というスケジュールの問題点